

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 4 月 24 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

専決第4号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和33年朝霞市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第12条の2中「第13条の2」を「第13条の2第1項」に改める。

第13条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2条中「第12条第1項」を「第12条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3条、第4条第1項、第5条から第7条まで、第10条及び第11条中「第12条第1項の」を「第12条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年3月31日専決

朝霞市長 富岡 勝則